



公益法人・一般法人の

評 議 員

について絶対知っておきたい

↑ ↑ のポイント

鳥飼総合法律事務所



公益法人・一般法人の

評 議 員

について絶対知っておきたい

↑↑ のポイント

鳥飼総合法律事務所

目次

contents

第1章 知っておきたい評議員の選任のポイント

- はじめに 評議員に求められていること 4
- 1 評議員はどうやって選任する？ 6
 - Column 1 評議員になれない者 8
- 2 評議員は何人必要？任期は？報酬は？ 10

第2章 知っておきたい評議員会のポイント

- 3 招集通知の方法は？何を記載すればいいの？ 12
- 4 評議員会の議長とは？ 13
- 5 評議員会では何について決議する？ 14
 - Column 2 財団法人の決算承認の手順 16
- 6 評議員の責任って？ 18
- 7 役員が評議員会で質問に答えないとどうなる？ 20
- 8 評議員会の手続や決議の内容に問題があるとどうなる？ 22
- 9 評議員の議事録の作り方に決まりはある？ 24
 - Column 3 評議員は評議員会まで何をしていればいいのか？ 26

第3章 評議員の解任・退任のポイント

- 10 評議員の解任方法は？ 28
- 11 評議員の辞任は自由？ 29

法令名略語

法人法： 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

認定法： 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

第1章

知っておきたい
評議員の選任の
ポイント

評議員に求められていること

ポイント！

財団法人の統治と意思決定には、評議員が不可欠！

■ 評議員の権限

財団法人においては、法人が設立者の意思に沿って適切に活動するため、評議員が評議員会において理事の選解任について議決権を行使したり、理事の違法行為の差止めを請求したりするなど、評議員が理事を監督する体制がとられています。

また、法人の活動の基本となる定款の変更など、一定の重要な事項についての意思決定も評議員会の決議に委ねられています。

このように評議員には法律によって強い権限が認められており、この点は旧制度と比べ大きく変わった点です。

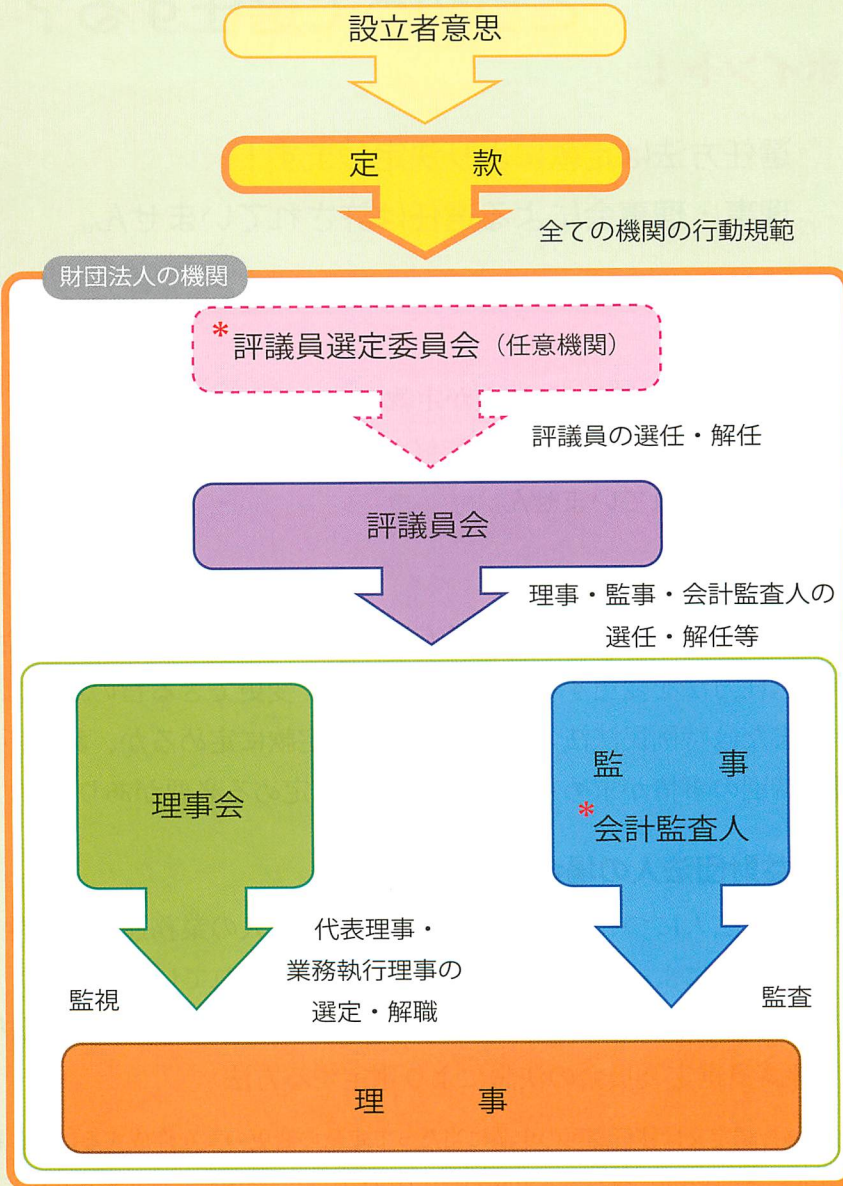
■ 評議員の義務

社団法人では社員が法人の構成員であるのに対し、財団法人には構成員がいません。評議員は財団法人から一定の役割を任されている立場なので、善良な管理者としての注意義務を負い、任務を怠った場合には法人に対して損害賠償責任を負います。

このように、新制度の下での評議員は、強い権限と責任のある立場にあると言えるでしょう。

では、評議員の選任から退任までの間に問題になる事項の中で、11個の主なポイントを見ていきましょう。

■ 統治の全体図 ■



* 定款において設置した場合に限ります。